ご存じですか?労働委員会 ~雇用のトラブル まず相談~

賃金の 大幅 カット 組合から団体交渉の申し入れがあった

時間外 勤務のルー ルって? 有給休暇 のことを 知りたい

職場の セクハラ パワハラ











きずは、お気軽にご相談ください

無料・秘密厳守 事業主の方もご利用いただけます!

賃金、解雇、いじめなど 労働問題全般についてのご相談は

労働に関する様々な悩みや疑問について、アドバイスや解決機関の 紹介など、より良い解決方法をご提案します。

山梨県労働委員会 甲府市丸の内 1-6-1 県庁北別館 3 階 電話 055-223-1827 中小企業労働相談所

(県民生活センター内) 甲府市飯田 1-1-20 山梨県JA会館 5 階 電話 ((県民生活センター地方相談室内) 都留市田原 3-3-3 南都留合同庁舎 1 階 電話 (

電話 055-223-1366 電話 0554-45-5038

雇用のトラブルの解決のお手伝い(あっせん)を希望する方は

弁護士、労働組合の役員、会社経営者など 現場の労使関係に精通し、 経験豊かな労働委員が間に入り、話し合いによるトラブルの解決を援助します。 ※事業主からも利用できます。

山梨県労働委員会 電話 055-223-1827

ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html

山梨 労働サポート

索

相談日時 月曜日~金曜日(平日) 午前8時30分~午後5時

労働相談 では こんな相談にお答えします



- Q 1. 仕事がなく休業を命じられました。 給料はもらえませんか?
- Q 2. 営業車で資材を搬送中、納入先のシャッターを壊してしまいました。 修繕費の全額を毎月の給料から天引きされています。
- Q 3. 職員からセクハラやパワハラについての相談がありました。事業者としては どのように対応すればよいでしょうか。
- Q 4. パートタイムで雇用した職員が他の職場と掛け持ちしています。労働時間の 計算などどうすればよいでしょう。
- Q 5. 会社外の組合から突然団体交渉の申し入れがありました。 応ずる必要はありますか。

あつせん では こんな解決事例があります

★・・「あっせん」とは、話し合いによる雇用のトラブルの解決援助制度です。

【 あっせんの申請 】

申請者は、会社にパートとして9年間勤務。新たに就任した役員と口論となり、申請者の仕事を別の社員に全て移行され、その後年度末での雇止めを通告されました。申請者は会社に契約更新のお願いを書留で送り、労働委員会にあっせんを申請しました。

【あっせんの結果】

あっせん員の説得の結果、会社は申請者とのコミュニケーション不足を認め、雇止めを撤回する意向を示しました。しかし、申請者は職場に戻りにくい状況であったため、最終的に会社が解決金を支払うことで問題解決となりました。



